

12月12日（第4号）

令和 6 年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和 6 年12月12日（第 4 号）

出	席	議	員		1
議	事	日	程		2
開	議	の	宣	告	 4
（常任委員会報告・質疑・討論・採決）					4
第49号議案	豊能町税条例改正の件				
第50号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件				
第51号議案	豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件				
第52号議案	豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件				
第53号議案	令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）の件				
第54号議案	令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件				
第55号議案	令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 2 回）の件				
第56号議案	令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件				
（議案提案説明・質疑・討論・採決）					
第57号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件				
第58号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件				

第59号議案	豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件	
第60号議案	令和6年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件	
第61号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件	
第62号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件	
第63号議案	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件	
第5号議会議案	A I オンデマンド交通実証実験に係る付帯決議	18
総務建設常任委員会	所管事務調査の報告について	19
福祉教育常任委員会	所管事務調査の報告について	22
町 長	あいさつ	26
散 会	の 宣 告	27

令和 6 年豊能町議会12月定例会議会議録（第 4 号）

年 月 日 令和 6 年12月12日（木）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子		

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議 事 日 程

令和 6 年12月12日（木）午後 1 時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 第49号議案 | 豊能町税条例改正の件 |
| | 第50号議案 | 豊能町国民健康保険条例改正の件 |
| | 第51号議案 | 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件 |
| | 第52号議案 | 豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件 |
| | 第53号議案 | 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）の件 |
| | 第54号議案 | 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件 |
| | 第55号議案 | 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 2 回）の件 |
| | 第56号議案 | 令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件 |
| 日程第 2 | 第57号議案 | 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件 |
| 日程第 3 | 第58号議案 | 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件 |
| 日程第 4 | 第59号議案 | 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件 |
| 日程第 5 | 第60号議案 | 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 6 回）の件 |
| 日程第 6 | 第61号議案 | 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件 |
| 日程第 7 | 第62号議案 | 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 3 回）の件 |

- 日程第 8 第63号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- 追加日程第1 第5号議会議案 AI オンデマンド交通実証実験に係る付帯決議
- 日程第 9 総務建設常任委員会所管事務調査の報告について
- 日程第 10 福祉教育常任委員会所管事務調査の報告について

開議 午後1時

○議長（永並 啓君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第49号議案から第56号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、才脇明美委員長。

○総務建設常任委員会委員長（才脇明美君）

それでは、御指名をいただきましたので総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和6年12月5日午前9時半より開会し、午前11時54分に閉会いたしました。

委員会の出席者は、秋元副委員長、中川委員、管野委員、小寺委員、私、委員長の才脇の計5名であります。委員外出席として永並議長が出席いたしました。

当委員会に付託されました議案は2議案であります。

審査の内容を報告いたします。

まず第49号議案、豊能町税条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

特段の質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、地域公共交通促進事業について、費用の内容はとの質疑

に対し、阪急バスに対するものとして車両の管理に関するもので、車検、ナンバー変更等の管理、御利用ガイドの作成、広報、ミーティングポイントの設置、撤去、システム運用費及び管理費です。京都タクシーに対しては運転手等に関するもので、運転手の人件費及びコールセンター運営費になりますとの答弁でした。

スマートシティ事業で、今年度もK P Iの検証が必要なため、1か月だけの運行となっているのかとの質疑に対し、国の交付金を受けた事業であり、条件としてK P Iをとる必要がありますが、今回の目的は実装につなげられるかどうかを見極めるための最後の検証と考えていますとの答弁でした。

たった1か月間の運行でガイドブックの作成費が53万円というのは高く感じる。前回の冊子を保存版として、変更箇所だけ訂正すればよいのではないのかとの答弁に対し、前回作成した冊子も再利用し、アプリのQ Rコードやミーティングポイントなど必要最低限のもので経費を抑えて広報していきますとの答弁でした。

ミーティングポイントは設置したままではなく、撤去しないといけないのか。撤去すれば、住民はこの先、取り組むつもりはないと理解するがとの答弁に対し、ミーティングポイントは警察や陸運局と協議した上で設置しています。ハニタスを運行していない間も張りっぱなしというわけにもいかず、一旦撤去せざるを得ないと考えていますが、もう一度確認をとってみますとの答弁でした。

車検の費用が入っているが、この車両は誰のものなのかとの質疑に対し、車両の所有については現在、阪急バスと協議中ですが、仮に本町の所有となった場合の必要経費として車検代等の費用を計上しています

との答弁でした。

一日当たり26人乗車という前回の実証運行の結果からすると、今回の運行にかかる経費は1乗車約2万円必要となる。デマンドタクシーのように差額を補助する形のほうが費用対効果はあるのではないかとの質疑に対し、1時間に二、三人しか乗らない車両にこれだけ費用をかけるのかということではありますが、今後実装する際には費用対効果の面は十分考慮し、町内の交通網について整理、検討していきますとの答弁でした。

たった1か月の運行で1,500万円使うのは厳しい。もっと阪急バスや京都タクシーと協議し、長期計画を立てていただきたいとの質疑に対し、令和6年3月に策定しました地域公共交通計画には、A I オンデマンドバスについて実証運行しながら、どのように実装につなげていくかを検討することが入っています。今後も交通事業者や地域の方々とともにしっかりと公共交通は維持できるよう協議していきますとの答弁でした。

京都タクシーへの人件費が1か月で166万9,000円ということだが、これは妥当な金額かとの質疑に対し、京都タクシーからは1日借り上げた場合の貸切り運賃という形で見積もりをいただいています。なお、A I オンデマンド交通を実施している近隣自治体でも、タクシー会社が入っているところでは同様に借り上げの形で経費を算出されていますとの答弁でした。

前回までと同じ実証運行で今後の実証運行へのつながりが見えてこない。A I を活用した運行はコスト面でも難しいので、システムは不要だということが言えないのか。また、そういったK P I のとり方について国と交渉したのかとの質疑に対し、今回の運行はデジ田交付金を受けて行いますので、

A I を活用しての運行となります。実装の際にはシステムが必要かどうかについても議論が必要だと考えていますとの答弁でした。

このままでは明らかに結果が見えている。最初の1か月はA I を活用して、あと3か月間は使用せずに運行するといったことはできないのかとの質疑に対し、そのような運行方法が可能かどうかは現在事業者とは協議していませんが、一度協議はしたいと思いますとの答弁でした。

様々な懸案事項があるが、それら一旦整理した上で再度、予算計上することはできないのかとの質疑に対し、12月に開催予定の地域公共交通会議で、今回のハニタス実証運行について諮る予定です。陸運局の手続など、時間的な制約もあり、今回が最後のタイミングだと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論では反対討論が1件あり、地域公共交通促進事業については、K P I をとるためだけにハニタスを1か月だけ所有することや、費用対効果もわからずさんな計画で進めることに疑問があるため反対するとのことでした。

続いて賛成討論が3件あり、地域公共交通促進事業は、冊子作成費用、ミーティングポイントの設置、撤去費用、運転手の人件費、車両の所有、システム運用などの必要など課題があるが、K P I の検証など計画どおり進めなければならないことから賛成するとのことでした。

採決に移り、挙手多数で可決されました。

以上が総務建設常任委員会に付託された2議案の審査の結果でございます。

これで委員会の報告を終わります。

○議長（永並 啓君）

次に、福祉教育常任委員会、池田忠史委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（池田忠史君）

それでは、12月定例会福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉教育常任委員会は、令和6年12月6日午前9時30分に開会し、午前10時50分に閉会いたしました。

出席委員は、吉田副委員長、寺脇委員、永谷委員、永並委員、高尾委員そして私、委員長の池田6名の出席です。

委員外出席として中川副議長の出席をいただいております。

当委員会に付託された案件は7議案であります。

まず第50号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、保険料の徴収猶予の期間は最長1年であるが、それを過ぎても資力等が解決できない場合どうなるのかとの質疑に対し、この条例に関して、最長1年間は変わりませんので、従前よりありました災害、病気、事業の休廃止等の利用により保険を納める資力がない方には、徴収猶予や納付相談等による対応となりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

続いて、第51号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する改正条例改正の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、この改正により乳幼児等医療助成、ひとり親家庭医療助成、重度障害者医療助成の申請に関して住民負担は改善するのかとの質疑に対し、申請者本人がスマホ等でマイナポータルに接続することにより情報提示が可能となりますので、

これまで提出していただいていた保険情報や所得に関する証明等の提示、提出が不要となり、利便性の向上が図られますとの答弁でした。

マイナンバーを利用しているいろいろな調査は職員だけがするのか。外部人材も調査するのかとの質疑に対し、現在マイナンバーを使って何かを調査できるのはその権限を与えられている職員のみですとの答弁でした。質疑を終結し、討論に移り、1名の委員より反対討論がありました。マイナンバーカードの利用が安全であると言い切れないとの反対討論がありました。採決に移り、挙手多数で可決されました。

第52号議案、豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件、関係部分のみですが、提案説明は省略させていただきます。主な質疑ですが、マイナンバーカードを紛失された方への特急発行はいつ頃から運用されるのかとの質疑に対し、補正予算を認めていただいてからスマートフォン等の機器を揃えることとなりますが、運用に関しては暫定的に現在ある機器により対応しようと思っていますとの答弁でした。

社会福祉総務費の扶助費の増加の原因は利用者が増えたのかとの質疑に対し、利用者の増もありますが、支援の度合いが増加した方や、短期入所支援や共同生活援助等の入所関係の増が著しくなっていますとの答弁でした。

小中一貫校西地区整備工事で、当初から校舎棟と体育館棟は別々にして一般競争入札できたのではないのかとの質疑に対し、体育館棟の工事の遅れにつきましては、暖房

器具を設置する関係で、補助金の確保のための使用が確認できなかったためです。それがなければ当初から一体で入札できたと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に移り、1名の委員より慎重に対応することとの賛成討論がありました。採決に移り、挙手全員で可決されました。

第54号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

第55号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

第56号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、介護給付費準備基金の積立額が今回積み立てると約10億円となる。毎年1億円ずつ積み立てているが今後の推移はどうなるのかとの質疑に対し、これまでのように毎年1億円という形での積立ては今後ないかと思います。今後は収支が合ってきて、その後取崩しといったような形になる見込みですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上、福祉教育常任委員会に付託された議案の審査についての報告を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

これより委員長報告に対する質疑を行い

ます。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第49号議案から第56号議案までの8件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

続きまして、第49号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第49号議案、豊能町税条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第49号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第50号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高尾靖子でございます。第51号議案について委員会では反対討論をいたしました。しかしながら、12月2日から紙の保険証が廃止になり、マイナ保険証が、任意ですけれども、これまでと同様に使えるということですが、私たちは紙の保険証の存続を訴えています。これは任意です。今後は資格確認証がなくてはならない、そういう観点から、今回は国民の健康のための国保であり続けることを強く求めて、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第51号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第52号議案、豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第53号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高尾靖子でございます。

第53号議案に苦渋の選択で反対をさせていただきます。

今回出されました企画費の地域公共交通促進事業は、K P Iをとるために第3回目の実証実験を1か月することになっています。住民本位の町政に向けてもらいたいと思います。初乗り300円で利用者が1日平均26人というガタ減りのためにもかかわらず、料金下げずに同額300円としております。同じ結果になるのではないのでしょうか。地域公共交通計画とは地域公共交通活性化再生法の第5条に規定されたものです。マイカーに乗れない住民が移動できなくなる深刻な事態があります。計画の作成や実施の努力は認めますが、全体としての路線バスとの整合性をとることが強く求められます。地域公共交通会議で、まちづくりや地域振興の方向性を踏まえて、しっかりした見通しのある議論を求めていきたいと思います。また、車両の所有の問題、ハニタスの運行に関わる諸経費の負担は納得できるもので

はありません。スマートシティ事業の入金不足に解決がまだされていない中で、この第53号議案、スマートシティ事業に関わるハニタスの運行についてはもう一度考えていただきたいと思います、反対いたします。

以上です。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございませんか。

賛成討論。

永谷議員。

○7番（永谷幸弘君）

7番・永谷でございます。

第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件について、賛成の立場で討論いたします。

これまで議員の期末手当につきましては職員と同様に毎年政治的意思決定と離れたところで多くのデータを分析し。

○議長（永並 啓君）

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時25分 休憩）

（午後1時25分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第53号議案に対する賛成討論はございますか。

秋元議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。

第53号議案に対する賛成を討論させていただきます。

この53号議案、一般会計補正予算には、ハニタスの1か月間実証実験運行に向けて601万6,000円計上されております。ハニタスを含むスマートシティ事業は、前町長の豊能町の負担ゼロとの説明のもとスタートしましたが、いまだOZ1から入金されるべき1億3,500万円近くが未納となっております。しかもハニタスが宝塚市で運行され

ていたことから、車両所有者が町か阪急バスかその不明瞭さまで浮上してきました。こうした事態を鑑みれば、ハニタスの実証実験はいま一度立ち止まってしかるべき事業です。しかしながら国は3年間にわたるKPIを前提としており、町はその責任を果たすべく義務を背負っております。事業先送り、見送ることは国との約束を破ることであり、大きな代償を課せられる可能性があります。よって、最悪の事態を避けるために予算には賛成させていただきますが、少なくとも町は財政軽減の観点から広報冊子作成料を見直し、また、ハニタスの車検代、車両保険代は町・阪急、どちらが負担すべきなのか明確にしていきたい。

以上、今後の取組に期待し賛成討論とさせていただきます。

○議長（永並 啓君）

次に、反対討論ございますか。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

6番・管野英美子でございます。

第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）について反対の討論をさせていただきます。

1点についてです。本来は修正案を出すべきところですが、私の反対の意見を述べさせていただきます。

総務費、総務管理費、企画費、地域公共交通促進事業601万6,000円のことです。ハニタスの3回目の実証実験ですが、今回は3月1か月間だけで車が1台、運行は京都タクシー2回目の実証実験とさほど変わっていません。昨日まで宝塚市で実証実験を行っていましたハニタスですが、12月の才協議員の一般質問やその2日後の総務建設常任委員会でハニタスは阪急バスのものか豊能町のものかに答えてはいません。宝塚市で走ることも事前に町には知らされては

いませんでしたし、以前の豊能町の２回の実証実験では大阪ナンバーの白いプレート、宝塚市で走っていたのは神戸ナンバーの白いプレート、今回は緑ナンバーに変えるのですが、その緑ナンバーの必要性すら答えられてはいません。車検費用は豊能町の負担ですか。本当にハニタスは誰のものなのでしょうか。議会は通年議会になっていますので、いつでも会議が開けます。肝心の車の所有者が判明してからでもよいのではと問うとこのタイミング、今日の議決でないと３月の実装はできないとのこと。もしここで否決されたらどうするのでしょうか。こんな議案の上げ方もどうかと思います。ガイドブックをさらに考えておられるようですが、１回目の実証実験から今回の３回目、２年にわたっての計画を立てていたなら保存版ということも考えられたでしょう。計画のない行き当たりばったりの計画で何を求めるのでしょうか。２回目の４か月の実証実験で、１日たった２６人しか乗車していません。もう答えが出ています。ただＫＰＩ、平均利用者数や満足度を出さなければなりません。そのためだけの運行なのかと思いました。当初予算、デジタル連携の予算９１４万６,０００円と今回の６０１万６,０００円合わせて約１,５００万円、１日２６人、３１日で換算すると１乗車につき約１万８,０００円というすごい金額になります。費用対効果を考えてはありますか。ただ、この実証実験でＫＰＩを検証しないと国からのデジ田の交付金を返納しなければならない可能性があるということです。今回のこと、ほかに令和６年度議会で認めてこられなかった事業や、認めても、見守りタグのようにいまだ配り終えていないことなど、スマートシティ事業全体についても府や国にこの実態を伝えていくことを求めたいと思います。未入金１億３,５１８万１,０００円のことといい、

住民訴訟になっていることといい、厄介なスマートシティ事業です。

以上です。

○議長（永並 啓君）

次に、賛成討論はございますか。

才協明美議員。

○２番（才協明美君）

２番・才協明美、第５３号議案、一般会計補正予算について賛成討論をいたします。

地域公共交通促進事業の６０１万６,０００円は、ＡＩオンデマンドバスを走らせるための実証実験の予算です。この事業は国の交付金を受けて令和４年度から進めてきた事業であり、国から３年間のＫＰＩの測定、計測を求められているもので、今回で３回目となります。ＫＰＩに関しては国から達成に向けた努力義務が求められているもので、計測できない場合、交付金の返還が必要となることも考えられます。スマートシティ事業は、前町長の塩川恒敏が推進してきたもので、寄附金がいまだに入金されていないなど大変な混乱はありますが、この事業は人口が減少し高齢化する中で住民の移動手段をどう確保するのか、地域公共交通の可能性を探るものであります。これまで今までも一般質問で交通、交通と重視してきました。スマートシティ事業に関しては、これからは何を選択していくのか。よく考え熟考していくための環境を醸成していかなければなりません。今回の補正予算はそのための取組の一つと考えており、この補正予算に賛成といたします。

○議長（永並 啓君）

次に、反対討論はございますか。

何か討論はございますか。

寺脇直子議員。

○５番（寺脇直子君）

第５３号議案、一般会計補正予算、賛成の立場で討論いたします。

A I オンデマンド交通の実証実験に関わる事業であります。現代社会は高齢化社会、人口減少が進んでおり、全国各地、また本町や近隣市町においてもバスの運転手不足によりバスが減便になっております。本町ではこのような社会課題の解決に向けて、A I オンデマンド交通の実証実験を行ってきました。町内では約3,000人の住民の皆様にご利用いただき、今後の本格運行も期待されております。A I オンデマンド交通の実証実験は国にK P I を報告する必要があります。また、これまでの環境整備に係る経費として国のデジタル田園都市国家構想交付金、大阪府の補助金、本町の財源を活用して実証実験を行ってきております。引き続きバスの運転手不足による減便などの社会課題の解決に向けた実証実験を行う一般会計補正予算は賛成といたします。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立8：2）

○議長（永並 啓君）

起立多数であります。

よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第54号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第54号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第55号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第56号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第56号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第57号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」、日程第3「第58号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」及び日程第4「第59号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」、以上3件については提案理由が関連するものですので一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

異議なしと認めます。

よって、第57号議案から第59号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長(入江太志君)

それでは第57号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件、第58号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件、第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、第57号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の追加分の3ページから29ページ、概要資料、新旧対照表も併せて御覧ください。

改正の理由といたしまして、本年8月の人事院の給与勧告に鑑み、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の

一部を改正する法律案の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1条で令和6年12月に支給する期末勤勉手当を合わせて0.1月分引き上げ、年間支給月数を4.5月分から4.6月分に改定するものでございます。また、給与表を引き上げ、4月に遡り改定し、行政職給料表では、平均改定率を3%とするものでございます。

続いて第2条では第1条で改定した期末勤勉手当の支給月数を令和7年以降6月と12月で均等になるように改定するものでございます。

また、各給与表におきまして、行政職給料表では3級から7級、医療職給料表では2級から4級の各級最低号級を統合し引き上げを行うことで、早期昇格時の処遇確保を図るものでございます。なお人事院勧告についてはこのほか諸手当の改定もございしますが、施行が令和7年4月であるため、これらの条例改正案は3月の定例会議の予定としてございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条の改定後の規定は令和6年4月1日から適用し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第58号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の30ページから32ページ、概要資料、新旧対照表も併せて御覧ください。

第1条で、令和6年12月に支給する期末手当を0.2月分引き上げ、年間支給月数を4.3月分から4.5月分に改定し、第2条において、第1条で改定した期末手当の支給月数を令和7年以降、6月と12月で均等になるように改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条の改定後の規定は令和6年12月1日から適用し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、令和6年12月に町長に支給する期末手当につきましては従前どおり4.3月分とするものでございます。

次に、第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の33ページから34ページ、概要資料、新旧対照表も併せて御覧ください。

改正内容につきましては、先ほど第58号議案の特別職の給与条例改正に準じて期末手当の改正を行っているものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

6番・管野です。

第58号議案のことなんですけれども、町長の期末手当は従前の例ということですが、令和7年の6月はどうなるんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回、12月期の期末手当については町長のお考えで据え置くという形にさせていただきました。来年6月につきましてはまたそのときに町長の御判断でどうするのかということは決定される、決めていきたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

ほかに。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

それでは、6月の手当の前にもし上げるとしたら議案に上がってくるかということと、今回ここに載せなかった理由というのは個人の理由かもしれませんが、何かありましたらお答えいただけますか。

○議長（永並 啓君）

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時45分 休憩）

（午後1時47分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

私のほうから。条例改正とかが必要になってくるのかと、6月どうするのかということでございますが、また改めて、据え置くのであれば据え置くということで、条例のほうを上げさせていただいて、またお認めいただくと。今回は附則で、この12月だけ4.3のものについてはそのままとなっておりますので、これまたほっとくと戻っちゃうという可能性もございますので、改めてまた町長のほうのお考えを踏まえた上でどうするかということで、もし上げるのでまた上げさせていただくということでよろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

特別職について、今回条例改正をお願いしてございます。ただ、私の分は私が条例を上げさせていただくということも含めて、今年度については据置きをさせていただきながら進めていきたいということで、来年度

についてはまたそのときといいますか、その状況に応じて検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

3議案ともですよ。

一括の討論なんで、討論の前に何号議案に対するっていうことをおっしゃっていただけと。

反対討論ございませんか。

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

9番・小寺正人でございます。

第59号議案に反対の立場で討論いたします。

大阪府と共同して作成しています豊能町の中長期財政シミュレーションには、令和7年度以降、一貫して収支不足が発生し、令和12年度には財政調整基金が枯渇する見通しと明記しております。豊能町の財政は依然として厳しい状況が続いていることから、今回の議員の期末手当の引上げについての議案59号議案には反対いたします。

以上です。

○議長（永並 啓君）

次に、賛成討論はございますか。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

7番・永谷でございます。

第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件について、賛成の立場で討論いたします。

これまで議員の期末手当につきましては、

職員と同様に、毎年、政治的意思決定と離れたところで多くのデータを分析し判断、決定されている人事院勧告に準じて支給割合を決めてきました。そして、人事院勧告が下げると言ったときは下げてきました。しかしこの数年は上げると言ったときは上げない方がいいという議員が多かったため上げてきませんでした。反対に上げた方がいいという議員が多かったら、人事院勧告以上に上げることも有り得てきます。特別職につきましては人事院勧告対象にしているのは理解しておりますが、特別職の客観的な判断基準がないため、日本全国のほとんどの自治体が人事院勧告に準じております。私たちの報酬に関することだからこそ私たちが判断するのではなく、下げるときも上げるときも人事院勧告という客観的な基準に準じるほうがいいと考えます。

今後多様な人材を地方議会への参画を促すためには、期末手当の額が政争の具に使われることがないように、支給割合のルールは踏襲していくべきと考えます。しかしこのルールを根本的に見直すということであれば、時間をかけて議論する必要があります。

以上のことから、第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件については賛成といたします。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

次に、反対討論はございますか。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高尾靖子でございます。

反対討論をいたします。

第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例改正の件です。

この件は、財政的観点から議員期末手当引上げには反対いたします。

以上で反対討論といたします。

○議長（永並 啓君）

次に、賛成討論はございますか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。

第59号、豊能町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件に賛成の討論をさせていただきます。

先般、東京で開催された全国町村議長会において、町村議員のなり手不足が深刻な問題として挙げられました。議員には退職金がなく、議員年金も十数年前に廃止となり、収入は報酬と期末手当だけとなっております。ちなみに議員は退職金同様に期末手当をもらうべきではないという議論があるならばともかく、しかしそういった議論は出ておりません。財政的な云々いってもこういったところまでの議論の広がりはありません。町レベルで数十万円、市レベルでは数百万円の期末手当はいただくけれども、数万円、そのレベルの報酬を上げることには賛成できないということは私自身どうにも納得できません。議員の期末手当の適正度は第三者的立場である人事院勧告に判断していただくのが最も妥当であり、そのための人事院勧告ではないかと私は考えております。後に続く議員のためにも人事院勧告を受けるべき、それが私たち先輩議員の役目ではないかと考えております。

よって、第59号議案に対しては賛成とさせていただきます。

○議長（永並 啓君）

次に、反対討論はございますか。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

6番・管野英美子でございます。

第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正について、

反対の討論をいたします。

私たち地方議員は非常勤の公務員特別職です。国会議員の歳費と違って、地方議員の給与は報酬と呼ばれています。報酬とは労働に対する対価との位置づけです。一般的に職務を果たしていなくても減給とかありません。遅刻をしても病気で休んでも、本会議では一般質問をしなくても、たくさんの時間を残しても、委員会では何の発言をしなくても、また委員長を引き受けなくても、議員報酬も期末手当も平等という、とても不思議なことだと今までずっと感じてきました。そして生活給でもありません。財政難でもあります。よってわざわざ上げなくてもよいと思います。今回の議案に反対をいたします。

○議長（永並 啓君）

次に、賛成討論はございますか。

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

賛成の立場より討論させていただきます。

第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件についてですけれども、人事院勧告等もありますし、近隣の市町の状況を見ましても、豊中市が4.5、箕面市が4.45、池田市が4.35、能勢町は4.5、川西市4.5、猪名川町が4.45となっております。豊能町だけが4.3と最も低い状態となっております。これは人事院勧告を受けて上げる際に議員の反対等もありまして上げなかったためにこの差が出ております。人事院勧告必ず守るのであれば、上げるも下げるもが基本であって、下げるほうだけを人事院勧告を守るとするのは少し違うと思っておりますので、人事院勧告どおり上げる下げる、その都度で判断するのが何かの基準としては一番正しいのではないかと考えておりますので、今回は上げるというか、第59号議案については賛成の

立場で討論させていただきます。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

次に、反対討論はございますか。

ほかに討論はございますか。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川でございます。

そうしましたら、第59号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、先ほど池田議員のほうからも賛成討論でございましたが、近隣の市や町につきましては4.45とか4.5か月というふうな数値になっており、豊能町の我々現状は4.3か月であります。その差約0.2か月の差は、先ほど皆さん述べられておりましたとおり、人事院勧告が上がったにもかかわらず上げてこなかったという、そういう歴史がこの0.2か月の差に反映されているものと思います。

現状世の中に目を向けますと、今、最低賃金は1,000円を、全国平均超えました。さらにこの数値を1,500円までかけて目標として上げていこうというのが国の今の方針でございます。そういったことも考えますと、今後さらに毎年の人事院勧告でこの数値がまた上がっていく可能性も当然ながら予測されますので、そういったことを考えますと、この0.2か月の差がさらに近隣との差、さらに拡大していくというふうなことも当然ながら考えられるのではないかなと、そのように思っております。さらには先ほどのいわゆる町の特別職である町長、副町長、また教育長も現状4.5というふうな数値に、4.5から4.5かな、というふうな形に引上げがなされておりますが、町長のみは限定的に今回、この12月の今回の分については、引き上げてはおりませんが、期間が過ぎれ

ば可能性として、またこのまま、いわゆる下げたままにするのか元に戻すのかというのはまだはっきりとしてわかっておりませんが、可能性としては、いわゆる4.5になるという可能性も秘めてるというようなこともございます。そういった観点から、今回のこの第59号議案には賛成とさせていただきます。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第57号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

これより採決を行います。

第58号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

これより採決を行います。

第59号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（可否同数5：5）

○議長（永並 啓君）

起立者は5名です。したがって、可否同数となりますので、地方自治法第116条第1項の規定により議長が裁決いたします。

議員の期末手当の支給率については客観的な判断基準がありません。このため、全

国のほとんどの議会が人事院勧告を基準としています。我々の報酬に関することだからこそ、我々で判断するのではなく、下げるときも上げるときも人事院勧告という客観的な基準に従うほうがよいと考えます。よって本件については、議長は可決と裁決いたします。

よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5「第60号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件」、日程第6「第61号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」、日程第7「第62号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件」及び日程第8「第63号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」、以上4件については提案理由が関連するものですので、一括議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。よって第60号議案から第63号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第60号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件、第61号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件、第62号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件、第63号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件につきまして、一括して提案理由

の御説明をいたします。

これら四つの補正予算につきましては、先ほど御説明いたしました第57号議案、第58号議案及び第59号議案の条例改正に伴い増額となります人件費を補正するものでございます。

まず第60号議案、一般会計でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,181万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,805万7,000円とするものでございます。

次に、第61号議案、国民健康保険特別会計事業勘定でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億576万円とするものでございます。

次に、第62号議案、国民健康保険特別会計診療所施設勘定でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億417万1,000円とするものでございます。

次に、第63号議案、介護保険特別会計事業勘定でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,417万3,000円とするものでございます。

それぞれの会計の歳入につきましては、一般会計は財政調整基金繰入金の増額、そのほかの特別会計につきましては繰入金の増額を行うものでございます。

なお、それぞれの補正予算書の冒頭に「第1表 歳入歳出予算補正」を、末尾に給与費明細書を掲載しておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第60号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって第60号議案は原案のとおり可決されました。

これより採決を行います。

第61号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって第61号議案は原案のとおり可決されました。

これより採決を行います。

第62号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

これより採決を行います。

第63号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

(「動議」の声あり)

○議長(永並 啓君)

ただいま中川敦司議員から動議が出されました。何の動議でしょうか。

○4番(中川敦司君)

一般会計補正予算、第53号ですね。付帯決議、出したいと思います。

○議長(永並 啓君)

ただいま中川敦司議員から、第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算(第5回)の件に対する付帯決議の動議がございました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

中川敦司議員の付帯決議の動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永並 啓君)

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

(午後2時11分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○議長(永並 啓君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま中川敦司議員ほか4名から、第5号議会議案、A I オンデマンド交通実証実験に係る付帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

異議なしと認めます。

よって、第5号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第5号議会議案 A I オ

ンデマンド交通実証実験に係る付帯決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川敦司議員。

○4 番（中川敦司君）

中川でございます。

そうしましたら、第5号議会議案について説明をさせていただきます。

A I オンデマンド交通実証実験に係る付帯決議。

上記の議案を別紙のとおり、豊能町議会会議規則第10条の規定により提出をいたします。

令和6年12月12日提出。

豊能町議会議長永並啓様。

提出者、私、豊能町議会議員、中川敦司。賛成者は池田忠史議員、同じく吉田正子議員、永谷幸弘議員、そして秋元美智子議員でございます。

提案の理由でございますが、A I オンデマンド交通3回目の実証実験に際し、車両所有者の明確化と広報費用の軽減を求めるものであります。

そうしましたら次のページ、本文、こちらのほうを読まさせていただきます。

A I オンデマンド交通実証実験に係る付帯決議。

第53号議案、令和6年度一般会計補正予算（第5回）にはA I オンデマンド交通3回目の実証実験の費用である地域公共交通促進事業が計上されている。このA I オンデマンド交通の実証実験も3年目に入っており、この実証実験には国へのK P I 報告もセットで必要である。したがって、このたびの3回目の実験も、当然ながら、実施していくことは必要と考える。しかしながら、豊能町がハニタスの車両購入に約800万円もの費用を出しながら、車両の所有者が不明確な状況となっている。また、実証実

験の内容を周知する広報費用53万8,000円については、1か月の実験期間に対し費用が大きいと思われ、軽減が必要と思われる。したがって、車両の所有者の明確化と広報費用の軽減を求める。

以上、決議する。

令和6年12月12日、豊能町議会。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永並 啓君）

起立多数であります。

よって第5号議会議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第9「総務建設常任委員会所管事務調査の報告について」を求めます。

才脇明美委員長。

○総務建設常任委員会委員長（才脇明美君）

才脇明美でございます。

総務建設常任委員会視察の報告をいたします。

7ページありますけど、短めに、はしょってしますので、皆様よろしくお願いいたします。

令和6年10月23、24と2日間に及んで香川県の宇多津町、まんのう町に視察に行っていました。

宇多津町では移住・定住の取組について、まんのう町では学校跡地の利活用について学んでまいりました。

まず宇多津町ですが、宇多津町は瀬戸大橋のたもと、香川県のほぼ中央に位置し、東は坂出市、西は丸亀市に挟まれた南北4キロ、東西2キロ、面積8.10キロ平方メートルの日本一小さな県、香川県の中で一番小さな町でございます。瀬戸大橋の四国側の玄関口に当たります。この小さなエリアにバラエティ豊かなレジャー施設や歴史スポットが点在していました。人口1万8,000人、約です。所帯数9,100、人口密度増加率は県内1の宇多津町です。こちらは昔から塩作りで栄えた塩の町宇多津、田園跡地は開発整備された新宇多津都市、北部という名前で呼ばれてます。その一方、既成市街地南部では、寺の町として栄えたよき町や心落ち着く町並みを見ることができました。新旧の景観のコントラストがより一層特徴的な町になっていました。こちらで移住・定住策補助金として四つの制度があります。これはもう豊能町も似たり寄ったりの、負けず劣らずの施策であったと思います。住宅戸数は5,196戸に対し空き家は260、5%でした。ちなみに豊能町は住宅戸数8,180に対し空き家は730、約8.9%であります。北部の宇多津町では集合住宅、マンションが点在しており、小さな町に大型スーパーが4軒もあり、スターバックスもマクドナルドもありました。駅に着いた瞬間、わっと思ったのは、シンガポール行ったことないですけどシンガポールみたいになっていうぐらい、海とマンションがいっぱいあったなと思いました。交通の便がよく、すぐ隣の坂出市には造船所があり、岡山市までは特急列車で40分、通勤圏内にこの町が存在していますので、若い世代が注目すると思います。空き家バンクと地域の不動産とは常

に情報共有しており、広報としては県単位で広報フェアにより広めていっています。そして町長、総務課、まちづくり課が率先してラインやフェイスブック、SNSを発信しまくっているとのことでした。これは一般質問でちょっと言わせてもらいましたが。これが、この情報発信が若者に反響があり、移住者を獲得したのではないかとおっしゃっておられました。

宇多津町は以上です。

2日目はまんのう町です。こちらはもう、まんのう町は人口1万7,000人、約です。世帯数7,500、面積は194.45キロ平方メートルです。高齢者38%。ここでは旧琴南中学校跡地の利活用について調査してきました。

こんびらさんからタクシーで移動しましたが、高山地区に、高山にそっくりやなと思いました。山はもう手届くようなところに山ですし、高山や、豊能町と変わらないと感じました。過疎化、高齢化の進行に歯止めがかからない状態となり、診療所運営が厳しくなりつつあるほか、地区の拠点でもある地区センターの利用率が下がり、さらには耐震強度不足による改築の時期がくるなど、多くの問題が山積していることから、今後の琴南地区活性化のための明確な方向性を示すに当たり、琴南中学校跡地利用を含め、人口減少に歯止めをかける施策を住民の自らの手で何とかしようと発足したのが住民グループ「ことなみ未来会議」です。そのため、これは当初の段階から、役場主導ではなく住民主導の会議をしてきました。ことなみ未来会議のコンセプトは、できることは、やりたいことは自分でやるということです。一般公募で検討委員会を募集し、検討会には5部会が設定されました。高齢者部会、子育て部会、スポーツ部会、文化活動部会、農業部会です。校舎の改修は、6,545万円で、国は3,200万円、町

は3,200万円、2分の1です。そして単独事業費約、後から追加で使い勝手のいいように改修しようと思ったら1,570万円かかったようです。使い勝手のいいというのは厨房機器や照明設備、そして換気設備です。そして管理運営予算は令和3年度から平均しました。もう平均約1,000万円。利用客、利用状況は平均約1,500人。既存の公民館がありますが、利用目的が違うので特に影響はないということです。そして5年間のKPIの計測もしております。館内にはヒノキの部屋で、木のぬくもりに触れながら自由に遊べる部屋があり、町の木で作った滑り台やおままごとがあり、子育て世代の親の息抜きにもなるようです。そして思い出館では廃棄できない、校舎内に思い出館とか木のお部屋とかがあるんですけどね。思い出館では廃棄できないトロフィーや盾などが置いてあり、かつての教室の雰囲気を味わえます。そして自然史博物館では香川県の自然の成り立ちやそこで暮らす生き物について、標本や写真で紹介していました。常設展示室では昆虫、コウモリ、カタツムリの標本や、中でもびっくりしたのが、入った瞬間コウノトリの骨格標本が展示されていましたが、もう少し見学したかったのですが時間がなくて残念でした。ここの、もう一度言います、コンセプトは、できることは、やりたいことは自分でやる。どの取組が将来にどう役立つかは未知数です。住民同士が支え合い、地域をよくしたいとの思いは、この「ことなみ未来会議」に関わる人たちの共通の願いであり、これからも挑戦していくことでしょう。私たちこの自然豊かな豊能町を次世代につなげるため、新たなフィールドに足を踏み入れます。いろいろな角度で参考になった視察でした。

以上、総務建設常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（永並 啓君）

続いて、秋元美智子副委員長。

○総務建設常任委員会副委員長（秋元美智子君）

総務建設常任委員会副委員長の秋元より視察報告をさせていただきます。

当委員会は11月22日、京丹波町でコミュニティ・カーシェアリングに取り組まれている竹野活性化委員会を視察させていただきました。

コミュニティ・カーシェアリングは、地域住民が共同で車を所有し、運転代行するもので、交通機関を補足する会員相互運営組織として全国に広がりつつあります。竹野活性化委員会は、今から10年前、少子高齢化とともに人口減少が深刻化し、このままでは集落が消滅してしまうと、誰も置き去りにしない、誰もが声をかけられる竹野村を目指し、近隣九つの区長会初め、消防団、PTAなど各種団体が協力して設立した自主運営組織です。以来週1回、竹野サロンを開催し、ほか運動会、映画会、敬老会などに取り組み、8年前には空き家バンク事業実施、これまでに何と90名の転入者を迎えています。コミュニティ・カーシェアリングに取り組んだのは、京丹波町主催のカーシェアリング研修会に参加したことからでした。約1年間、町、社協、日本カーシェアリング協会のバックアップを受けながら検討を重ね、令和3年6月、カーシェアリング部会をスタートさせました。現在会員は地域住民約700名のうち30名、車両1台を共同所有し、代表、庶務、電話予約受付、運転を7人の会員がボランティアで担ってます。利用料金は、預り金と称し、距離に応じて1人1回500円から900円、運行範囲は京丹波町と隣の南丹市となっております。予約の受付、運行時間ともに、月曜日から金曜日の朝9時から4時まで、また、ルート上であれば、途中、待ち時間10

分100円で寄り道することもできます。この年間利用者数は約250名で、車のリース代、保険、ガソリン代、日本カーシェアリング協会のアドバイス料などは、利用料金である預り金の約20万円と、町と竹野活性委員会からの補助金、支援金を合わせた40万円強の中で賄っています。営業事業でないため利益を求めず、赤字を出さない運営が求められることから、7人のボランティアスタッフは週1回ミーティングを開催し、定期的に預り金を精算、また利用のためのルールの見直しに努めています。

ちなみに、京丹波町は人口約1万2,500人、面積は豊能町の約8.5倍あります。先ほどの京丹波町開催のカーシェアリング研修会には、竹野活性委員会を含め、町内10地域が参加されました。当然、交通弱者は少ないと思われるんですが、実際このカーシェアリングの実施に至ったのはこの竹野活性化委員会のみとのことです。この委員会の代表から、この地域、竹野地域ですけど、この地域は竹野活性化委員会という母体があったからこそカーシェアリングに取り組めたと。実施するには日頃から地域活動が必要なんですという、非常に含蓄のあるアドバイスをいただきました。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○議長（永並 啓君）

次に、日程第10「福祉教育常任委員会所管事務調査の報告について」を求めます。

池田忠史委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（池田忠史君）

それでは、福祉常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

まず日時ですが、令和6年10月30日、31日の2日間、場所は富山県の入善町と富山市。参加者については、福祉教育常任委員会の委員、私、委員長と吉田副委員

長、寺脇委員、永谷委員、永並委員、高尾委員、それと理事者側から仲村福祉課長、事務局から杉田書記の合計8名で行ってまいりました。

目的ですけれども、豊能町は少子高齢化のため人口の減少が著しい。また大阪府下ではワーストワンの人口減少率となっている。そのため人口増加策として転入促進の事業を豊能町としても行っています。また新興住宅地の開発から50年ほどたっておりまして、高齢化世帯が増えており、またその高齢化世帯の子どもたちは進学や結婚により町外へ転出等も多くて、高齢者だけの世帯も多くなっているということもありまして、今回は婚活から子育てまで手厚い補助を行っている入善町であったり、富山で始まった年齢や障害などを分け隔てなく一緒に受けることのできるサービスについて学んできております。今回学んだことについて豊能町で参考としていければいいなということで所管事務調査を行ってまいりました。

まず入善町ですが、10月30日に行ってまいりまして、入善町の事業の概要ですけれども、入善町では婚活から子育て、育児までの間に支援事業がたくさんされているんですけれども、今回はその中でも特に婚活から産後ケアまでの事業について調査を行ってまいりました。

入善町には子育て世代包括支援センター「にゅうにゅう」というのがありまして、妊娠期から子育て期に関わるまでの総合的な支援を行っており、保健師、助産師が全ての妊婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援をしております。妊産婦等から悩みなども受け、相談等で必要な支援をコーディネートし、支援プランに基づき助言や指導も行っておられました。

まず妊娠前についてですけれども、妊娠前の補助としてプレ妊活健診、これは妊娠をする前に各男性・女性がどういう状況であるか、本人の今の体の状況を知るために健診を受ける。約3万円相当の検査が無料で受けれるということです。さらに不妊治療の助成としまして、治療に関して10万円から30万円、さらに男性の場合の不妊治療、一緒に不妊治療を行った場合には30万円、上限ですけれども30万円の助成が行われております。

妊娠期においては、保健センターに妊娠の届けを出せば妊娠祝い金として妊婦1人につき5万円の支給、さらに妊婦の一般検査14回分約11万円を助成、出産ギフトボックスということで妊娠期の6か月から7か月の間にアンケートを行うことにより、授乳用のブラジャー、インナー、授乳服3点セットを、約1万5,000円相当をプレゼントされております。

出産から産後についても、出産にもお祝い金があり、子ども1人につき5万円、これは一応出生届を出した後に面談も受けた上でということですけれども、1人につき5万円支給。さらに産婦健康診査ということで産後2週目と1か月に2回分の検査、1回5,000円で1万円の助成をされております。

さらに町内の産婦人科医院を助成というか維持するために、町内出産奨励金というのをを出されておまして、住民票がある住民の方には10万円、住民票のない町外からでもその産院で出産された場合には5万円の支給をされているという、そういったこともされておりました。

それ以外にも、母子手帳をアプリで活用するための「にゅうにゅう」アプリであるとか、産前産後のママヘルパー事業、ですんで妊娠から出産・育児までの間で家庭に

ホームヘルパーを派遣する、そういったサービスもありました。

その中で、今回いろいろちょっと意見交換をさせてもらったんですけれども、その質疑の内容について少しだけ説明させていただきます。

子育て世代センターの組織はどのようになっていますかということで、保健師2名、助産師1名、看護師1名の4名で体制を維持していますということです。ほかにも、子育てほっとステーション、これ子育て支援センターですけれども、ほかの自治体にはない独自のアイディア等はございますかということで、不妊治療の年齢や保険外治療について、年齢制限もなく保険外治療についても助成していますと。また出産のギフトボックスの贈呈も、先ほど説明しましたけれどもしていますと。さらに出産後における保健師または助産師による切れ目のない支援、「こんにちは赤ちゃん事業」ということで、そういう事業もされておりました。さらに先ほども説明しました町内での出産で奨励金を支給していますということです。ほかにもいろいろ意見交換はさせていただきましたけれども、また報告のほうは見ていただければと思います。

続きまして富山市のほうに10月の31日に行ってまいりました。

富山型デイサービスということで、まず概要ですけれども、平成5年に富山県の病院で看護師をしていた3名の方が、家庭的な雰囲気のもとでケアを必要とする人たちの在宅を支えるサービスを提供したいと考え、富山県内で初めての民間デイサービス「このゆびと一まれ」を開設したのが始まりです。富山型デイサービスは、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが一緒に身近なサービスを受けられるというのが特徴です。民家を改装し、小規模で家庭的な雰囲気の

中、利用者が自然に過ごせることや、利用者を限定しないことでお年寄りが小さな子どもを見守ったり、障害のある方がスタッフの手伝いをしたりと、当たり前の生活がそこにはあるということです。様々な人たちが一つの場所で過ごすということが特徴である富山型デイサービスは、高齢者にとっては子どもと触れ合うことで、日常生活の改善や会話の促進ができる。障害者にとっては居場所ができることで自分の役割を見だし、自立へとつながる。子どもにとっては他人への思いやりや優しさが身につくといったことが挙げられるそうです。現在、富山市内には富山型デイサービスがたくさんありますけれども、それぞれの事業所によって受入れ体制が違ひまして、高齢者だけのところであったり、障害者と高齢者、子ども、その他状況に応じて障害者でも障害の状況によって受け入れられる、られない等の体制で、各事業所ごとに人員確保されておりました。

ある一例ですけれども、ある事業所では通所介護、これ介護保険ですね。生活介護、自立支援、これ自立支援法に関わる部分です。あと、児童発達支援や放課後等デイサービス、これ児童福祉法に関わる部分なんですけれども、あと日中の一時支援や在宅障害者デイケア、あと乳幼児や学童などの制度、いわゆる介護や自立支援法などの制度に当てはまらない子どもたちも、有料にはなりますけれども利用ができると。本当に隔たりなく、子どもから大人まで、障害者から高齢者までが利用できるサービスとなっております。

富山から始まったサービスになっておひまして、富山県の全体でもサービスが開始、最初にその3人の方が始められた平成5年から10年後の平成15年には27か所、それからさらに10年後の平成25年度では105か所の

運営がされているということです。全国的にも広まっております、平成25年時点ですけれども、全国で1,140か所ほどあり、まだまだ年々増加の傾向になっているということです。

こういう富山型のデイサービス、個人で始められたわけなんですけれども、行政の支援としましては、開設当初は対象者を限定していないがために補助金の対象とならなかったのて補助金は受けられなかったと。補助金を受けるためには対象者を限定することが必要だったんですけれども、あえてそれを限定することはせず、自主事業として事業を開始されております。利用者が増えるにつれて、県などに、そのサービスを利用している方々が、支援をしてほしいというような声が県のほうにも届くようになりまして、平成8年から在宅障害児デイケア事業、平成9年度からは富山民間デイサービス育成事業として高齢者と障害者を受け入れた事業に対しての補助金が交付されるようになったということです。平成12年度には介護保険制度が開始されたため、施設等の補助金、職員の研修や起業家の育成講座など幅広い支援がさらに追加されたということでした。この部分にも少し意見交換をさせていただいたんですけれども、今、先ほど最初に説明した平成5年に「このゆびと一まれ」という施設を開所されたときの開所の要因、理由は何ですかっというこにに対しては、退院許可が出たお年寄りが家に帰りたいと泣いている場面をたくさん見てきたからということで、やはりそういった事業所が必要だと思い立ち上げることにしましたということでした。

また、利用者の人数が定員15名程度ってなっているんですけれども、その要因はということでは、一般の住宅をあくまでベースにして、それを改修して小型のデイサー

ビスとしていますので、家庭的な雰囲気を保つために、あまり多くの人数での事業は進めていないということでした。

また、小さい子どもさんからお年寄りまでたくさんの年代の方が集うことになっていますが、今までトラブル等はなかったのかということをお伺いしたところ、今までのところ大きなトラブルはございませんということです。

富山型デイサービスのメリットは何ですかということをお伺いしましたら、小規模で多機能、そして地域密着をコンセプトにしております、第二の我が家を目指して暮らしの場を提供しているということです。

二つの場所に行ってみましたが、まず入善町についての所感ですが、今回の訪問では妊活から産後までの事業を見てきましたけれども、かなり多くの助成の事業が実施されておりました。実際には婚活から育児、子育てまでの間で、もっと幅広い事業でいろいろな補助がされておまして、かなりたくさんの事業がされていたんですけれども、実際、財政が、大きい企業があったりということで財政的にもかなり余裕があるということでこういった事業がされていたので、豊能町においてはちょっと財政的な問題もあるので、なかなかこれだけの量の事業をするのは難しいというふうには考えますけれども、参考にできるものもあったと思いますので、今後提案等もできればなと思っております。

入善町は海がありまして、扇形になっている平地だったので、人を呼び込むのにはすごい場所、豊能町の場合はもう山間の山間地帯になるので、なかなか人を呼んできてもっていうところがあるんですけれども、山であっても海というか平地であっても、なかなかやはり都心部への人口流入が多くなっているため、人口増加施策、そ

れだけされていてもなかなか人口の流入は厳しいというような感じでした。またちょっと一つ残念だったのは、入善町さんはちょっと財政的にもかなり余裕があるって言ったらい方はちょっと語弊ですけども、あったので、今までそういういろいろな施策をされてましたけれども、それによって人口が増えた要因等はどうかというお話を聞きますと、そういう統計はとっておりませんと言われましたので、できればそういうのをとっていただけて、こういうことをしたからこれだけの人が入ってきましたというような回答をいただけたら本当は助かったんですけども、そこは少しちょっと残念だったと思います。

次に富山型デイサービスについてですけども、こちらは一番最初に始められた惣万さんっていう方が、ちょっと今回DVD見さしてもらったんですけども、その中で一つ言われた言葉が私の中ですごい印象に残りました。それは何かといいますと、障害者の話なんですけれども、障害者の障害という、言葉にはそれなりに、その言葉に意味があるということで、障害者の障害という言葉を見てみると、障害の障は差し障り、害は害虫とかの害で、障害者に差し障りのある方も害のある方もいないと。ではこの障と害をほかに当てはめて何かもっというように何かできないかなっていう言葉を探したけれども、それは見つからなかったと。でも答えはそういったものではなく、そういうくくりではなくて、人である以上そういうことは関係ないんだということをおっしゃっていました。それがすごい印象に残りました。

富山型デイサービスは、先ほども申し上げたとおり、高齢者、障害者、児童、乳幼児等も利用できる、いわゆる縦割りっていうのは廃止しております、年齢や障害

の有無に関わらず誰もが住みなれた町、地域でケアを受けることができるサービスであると考えます。また、今後こういった共生型のサービスが全国的に普及していくことが考えられますので、今後、豊能町においても職員であったり事業者にこういったサービスもあるんだということを知っていただいて、どなたかがこういった事業を展開していただければなというふうに思いました。

以上で福祉教育常任委員会の所管事務調査を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

以上で、12月定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

12月定例会議は本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

よって12月定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

12月定例会議の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、令和6年12月定例会議の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今回の会議に御提案をさせていただきました議案につきまして、慎重に御審議いただき全ての御決定をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の会議でいただきました御意見や、令和6年度の一般会計補正予算に係ります付帯決議につきましても、真摯に受けとめ

させていただき、努力を重ねてまいりますので、引き続きお力添えいただきますようによりしくお願い申し上げます。

さて今、本町では御存じいただいておりますとおり、義務教育学校の整備、それからダイオキシン類を含む廃棄物の管理施設の整備、それから公共施設再編整備、さらには耐震化できていない本庁舎の整備など50年先を見据えたコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところでございます。もちろん、それらを推し進める上での財政への影響をしっかりと捉え、有利な起債である過疎債なども最大限活用することで、持続可能な財政運営を目指し、前に進めさせていただくこととしておりますが、今回同時に改めて行財政改革プランを策定することで進めていきたいと考えているところでございますので、よりしくお願い申し上げます。

今後の予定といたしましては、議員の皆様には、少なくとも今年度中に行革の骨子をお示しさせていただき、進めていくこととしております。議員の皆様方におかれましては、その点も御理解、御協力、お力添えを賜りますように、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、今、町政懇談会を14の全ての自治会を回らせていただき、テーマとして、地域公共交通や空き家対策、西地区の三つの小学校の跡地利用、農業振興などをテーマに開催をさせていただいているところでございますが、その中で各自治会より様々な御意見や御要望をいただいているところでございます。これにつきましても今後、議員の皆様方に御理解をいただくという必要が出てくることもあろうかと思っておりますので、その点も御理解いただきますようによりしくお願いいたします。

最後になりましたが、議員の皆様におか

れましては、年の瀬、くれぐれも御自愛いただきますようお願い申し上げまして、まだ少し、12月の中旬頃でございますが、来年も皆様にとりましてよき年でありますように御祈念申し上げまして、12月定例会議の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

これをもって、令和6年豊能町議会12月定例会議を閉じ散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後4時05分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第49号議案 豊能町税条例改正の件

第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第51号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例改正の件

第52号議案 豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件

第53号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件

第54号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
（第1回）の件

第55号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正
予算（第2回）の件

第56号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2
回）の件

第57号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

第58号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第59号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正
の件

第60号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第6回）の件

第61号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
（第2回）の件

第62号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正
予算（第3回）の件

第63号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3
回）の件

第5号議会議案 AI オンデマンド交通実証実験に係る付帯決議

総務建設常任委員会所管事務調査の報告について

福祉教育常任委員会所管事務調査の報告について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署 名 議 員 4 番

同 5 番